

**別表一の二(二)次葉**  
**「37」欄又は「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。**

別表一の二(二)次葉 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分

		連 結 事 業 年 度 等	法人名		
<b>外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳</b>					
法人税	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三の十二)「7」)	9		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額 (別表十七(三の十二)「8」と(29)のうち少ない金額)	30
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	32
<b>法人税額の計算</b>					
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の16%相当額	44
	(1)のうち(37)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	38	000	(38)の20%相当額	45
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1) - 10億円 \times \frac{1}{12}$	39	000	(39)の22%相当額	46
	連結所得金額 (37) + (38) + (39)	40	000	法人税額 (44) + (45) + (46)	47
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	41	000	(41)の16%相当額	48
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - 「37」欄	42	000	(42)の20%相当額	49
課税標準	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第2項」 ② 「区分番号」欄：「10372」 ③ 「適用額」欄：「37」欄の金額(円単位)				
(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一の二(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u>					
法人税額の還付	この申告により又は減少する (12 - (55)) 若しくは (50 - (23))	55		前欠損金の繰戻しによる還付金額	62
	この申告前の連結欠損翌期へ繰り	※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限ります。)のうち、租税特別措置法第68条の108第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等			
計	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第1項第2号」 ② 「区分番号」欄：「10370」 ③ 「適用額」欄：「41」欄の金額(円単位)				
(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一の二(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u>					